

「新農業者年金 特例付加年金裁定請求書」（様式第K22号）のチェックシート

JA及び農業委員会において、「新農業者年金 特例付加年金裁定請求書」（様式第K22号。以下「裁定請求書」といいます。）を送付する前に、以下の確認項目をご確認いただくとともに、チェック欄の該当項目にチェック☑の上、裁定請求書にこのチェックシートを添付して基金に提出をお願いします。

確認項目		チェック欄	
		JA	農業委員会
1 被保険者資格記録の確認			
①	農業者年金被保険者証、農業者年金記録管理システム又は受給可能者等リスト等により、新制度（平成14年1月以降）の農業者年金に政策支援加入し、年金の受給要件（昭和32年4月2日以降生まれの方である、60歳以上である、適格な経営継承が完了している、保険料納付済期間等を20年以上有している）を満たしていることを確認しました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	政策支援加入期間における保険料が未納の状態（時効完成の未納を除く）でないことを確認しました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	特例付加年金の裁定請求と同時に又は事前に、「新農業者年金 農業者老齢年金」（様式第K2号）及び「農業を営む者でなくなったことの届」（様式第K11号）が提出されていることを確認しました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	「新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届」（様式第K11号）を提出後、特例付加年金の裁定請求をするまでの間に、処分対象農地等の移転・設定・転用等や、農業経営の再開をしていないことを確認しました。	/	<input type="checkbox"/>
2 裁定請求書の確認			
①	（7）欄の「請求年月日」とJA受付印の「受付年月日」が一致していることを確認しました。	<input type="checkbox"/>	/
②	（9）欄の「①公金受取口座を利用する」又は「②振込口座を指定する」のどちらかにチェック☑されていることを確認しました。	<input type="checkbox"/>	/
③	（9）欄の「金融機関共同コード」を正しく記入しました。	<input type="checkbox"/>	/
④	（9）欄の「口座番号」及び「金融機関名」が正しく記入されていることを確認しました。	<input type="checkbox"/>	/
⑤	（9）欄の③において、「ご自身が通帳等の写しを添付しました」にチェック☑されている場合は、裁定請求書にその書類を添付しました。	<input type="checkbox"/>	(該当時のみ)
⑥	（10）欄において、「1 構成員であった」に該当する場合は、その農業を営む法人の常時従事者たる構成員でなくなったことを確認し、「農業を営む法人構成員・事業主体構成員でなくなったことの証明書」（様式例4）を添付しました。	/	(該当時のみ) <input type="checkbox"/>
⑦	請求者の方が、（12）欄の「特例付加年金の請求をする方への注意事項」を確認し、「確認書」にチェック☑したことを確認しました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	年金の請求年月日が誕生日（1日生まれの方は誕生日の前月の末日）と異なる月のときは、請求者の方に対して、年金の支給開始時期及び年金額等について、十分に説明を行いました。※1	<input type="checkbox"/>	(該当時のみ)
⑨	（13）欄の審査確認欄の「諸名義関係チェック欄」及び「審査確認日」を記入しました。	/	<input type="checkbox"/>
⑩	請求者の方に対して、特例付加年金の受給要件及び受給後の支給停止等の内容を説明し、（14）欄の「本人確認欄」にチェック☑されていることを確認するとともに、JA記入欄又は農業委員会記入欄にチェック☑しました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 年金受給に係る重要事項の説明			
①	「年金受給に係る重要事項説明書」※2により、請求者に対して、年金を適正に受給するために必要となる事項について説明し、交付しました。	<input type="checkbox"/>	/

【留意事項】

※1 年金の支給開始時期等の考え方については、裁定請求書の（12）欄の1をご参照ください。

※2 「年金受給に係る重要事項説明書」は、基金ホームページの「手続き・届出」に掲載しています。

【お問合せ先】

独立行政法人農業者年金基金
業務部給付課 裁定班
電話：03-5919-0337